

平成 27 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果（概要）

1 平成 27 年度上半期の取組の特徴

随意契約の見直しや一者応札の改善等を徹底させるため、平成 27 年 1 月に調達改善の取組を整理した指針を発出し、各府省庁は当該指針を踏まえて取組を実施した。

（1）一括調達・共同調達の推進

・汎用的物品・役務の一括調達・共同調達の取組は、本省を中心に浸透しつつある。

（2）随意契約の見直し

・国の契約に占める随意契約の割合（件数ベース）は、37%（18 年度）から 15%（26 年度）へ減少し、近年は 15%から 16%程度で推移している。

・各府省庁は、発注条件や仕様の見直し等の取組を実施している。

（3）一者応札の改善

・国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合（件数ベース）は、14%から 17%までの範囲で推移している。

・各府省庁は、従来の取組（入札情報の周知強化、業者の準備期間の確保等）に加え、入札不参加者へのアンケート調査結果を踏まえた仕様書への反映、新規参入者の求めに応じた適切な情報提供等の取組を実施している。

（4）その他の取組

・上記の取組のほか、各府省庁は、国庫債務負担行為の活用、クレジットカード決済の活用により、経済的な調達を実施している。

（5）自己評価結果の確認方法の改善

・各府省庁の自己評価結果について、歳出改革WG委員も関与の上行革事務局が確認することとした。

・地方の取組を更に促進するため、本省とは別に評価するように変更した。

2 今後の課題

ア. 前記の指針を踏まえた取組を更に徹底していくとともに、地方について、進んでいる取組を参考に、取組が不十分なところを引き上げる必要がある。

イ. 1（3）を踏まえ、各府省庁は、一者応札になっている事案について、その調達の状況や調達分野の特性を踏まえた分析を行い、一者応札改善の取組を重点化することが適当であり、事務局においても、一者応札の改善について、各府省庁の取組状況を重点的にフォローアップし、その結果を各府省庁へ還元することが重要。

ウ. 取組に際して、意欲的な目標を立てて取組を実施させることが重要であり、難易度を意識した計画策定、自己評価となるよう、今後、実施要領等でも位置づけていく。